

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月1日（水）午後3時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （18名）

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川崎 豊洋

5番 福江 晋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

浦田 進

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 136 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 137 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 138 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について
議案第 139 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。 ただ今から第 37 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、7 番の中島委員と 3 番の川下委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 136 号 2 件、議案第 137 号 1 件、議案第 138 号 1 件、議案第 139 号 5 件となっております。 それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 2 件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	（報告説明）
議長	事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。 （意見なし）

議長	ご意見等無いようなので、報告第1号1番及び2番について、追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、議案第136号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	報告します。6月28日に、会長、江下委員と〇〇さん、〇〇さん立ち会いのもとで現地を見てきました。 現場は、2段になっていました。 今は、草が生えて手入れはされていませんでしたが、〇〇君が玉ねぎを作るために借りたいということで、期間は5年、賃借料もこの値段で間違いないということでした。以上です。
議長	続けて私から報告します。 〇〇さんは、以前、私の田んぼを借りて、1カ月後に返したということがありましたけれども、こんなやり方はいけないと指導しました。 でも、まだ若いので、今後につなげていきたいと思います。 調査報告が終わりました。 それでは議案第136号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第136号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	30日に、池田推進委員と調査しました。 それで、〇〇さんとなかなか連絡取れなくて、その日に現地に行ったらたまたま来られてました。 以前から耕作していたということでしたが、父親の時に入れ替わって、〇〇さんの土地になっていたという話を聞きました。 現地の状況は、402-1は2段になっていて、ひとつは、ミカンを植えていたのを伐採して、今度、キウイを植えるということでした。そして、もうひとつは、田んぼとして、苗が植えてありました。 それと、もう1つの375が、ミカンを植えてありました。 もともと〇〇さんが、キウイを作っておられて、375の近くがキウイ畑だったんですけど、段があったのでミカンを植えたという状況です。 〇〇さんは、間違いないということでした。以上です。
池田推進委員	375は、山のところまで綺麗にしてあったんですけども、上から雑木が覆いかぶさってきて、管理が大変そうでした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第136号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。

	議案第 1 3 6 号 2 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2 番は原案どおり認められました。 続きまして議案第 1 3 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね 3 0 0 m 以内にある市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。 また、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	3 0 日に、池田推進委員と〇〇行政書士と 3 人で、現地を確認しています。 1 7 9 6 - 4 が、道路とほぼ高さが同じぐらいの土地で、残りの 3 つの土地については下がっております。 造成計画では、盛土 1 . 0 5 m というので、ここを造成するということになるかと思います。 隣の農地からは少し離して法面を作って、1 8 2 9 - 1 にも法面を作って、素掘りで排水路を作るという計画でした。 土砂搬入については、1 7 9 6 - 4 の方が、道路と近いですから、ここから車を入れて、低い土地に入れていくという計画でした。以上です。
池田推進委員	事務局にお尋ねしますが、水路は潰せないという話があったんと思うんですけど、ここはどうなっていますか。
事務局	字図上に水路がない場合は、特に何も制約はないです。もし、字図上で

	水路がある場合は必ず残してくださいとお願いしています。 里道も、基盤整備等で残さないといけないということは、こちらからお伝えしています。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１３７号１番について、ご異議ご意見ございませんか。
内田推進委員	一反あたり３００万は、何を基準に決められたんですか。
野口農業委員	〇〇行政書士は、譲渡人が和歌山の方で、宅地並みの金額でしか売らないという都会の感覚、それで承知するしかないということでした。 本人の〇〇さんには、直接電話していませんのでわかりません。
議長	他にありませんか。
大岡推進委員	勾配のことですが、南の方が高くて、北の方に水が行くようになると思うんですけど、隣接地との間隔を空けて、Ｃの方にはＵ字溝を据えるようになっているんですけど、ＡとＢにはないようなので、説明をお願いします。
野口農業委員	〇〇行政書士からしか聞くことができなかったんですけど、今のところ、地下浸透で考えているから、法面でも崩れはないだろうということでした。 Ｕ字溝以外のところも、溝を掘っての対応ということで、今のところはそのまま、地下浸透で、崩れはないだろうという予想で、用心のために少し隣地から離れた形で法面を計画しますということでした。
議長	他にありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１３７号１番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第138号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より、農用地利用集積促進計画（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。
福江農業委員	28日に、〇〇さんの奥さんと〇〇さんと、三原推進委員と4人で、現地確認をしました。 ここは、20年近く〇〇さんが借りて作っておられます。 それと、ワイヤーメッシュ補助の国の事業を使っているので、14年間は耕作しないといけないから今回の申請になったということでした。 そのため、あと5年間耕作するということで、話をしました。 賃借料は、使用貸借ということで確認しました。 国のワイヤーメッシュ事業の耕作要件が15年なのかを確認したいですが、事務局お願いします。
事務局	担当は、農林水産課農政係ですが、国の事業を使った場合については、基本的に14年間がワイヤーメッシュの耐用年数となっておりますので、14年間は、基本的にはしっかり作っていただくということになっています。 町の補助についても、基本的には14年間となっています。 ここは、理解いただいて継続していただいていると思います。
三原推進委員	6月28日、福江委員と〇〇さん、〇〇さんの4人で話をしました。 〇〇さんは、あと5年間は管理をするそうです。以上です。

議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第 1 3 8 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第 1 3 8 号 1 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1 番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第 1 3 9 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(あつせん)、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画(案)を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第 1 3 9 号 1 番から 5 番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 本件は 6 月 4 日にあつせん会議によって、あつせんが成立した案件になります。 今回の農業委員会総会にかけまして、売り主から農業公社への所有権移転、及び農業公社から買主への所有権移転が行われます。
議長	事務局の説明が終わりました。 あつせん委員の川崎農業委員及び内田推進委員から補足の説明はありますか。

川崎農業委員	この案件は、認定農業者になってから、農業公社を通して売買した方が、税金の面とか有利ですと〇〇さんに話をして実現した案件です。 若手でこういう農地集積は筆数も多くなりますので、このような国の良いシステムを使って、農地集積ができるということを、農業委員として周知しながら、進めた事例として報告します。以上です。
内田推進委員	今、川崎さんがおっしゃられたとおりです。 価格について補足しますと、単価のばらつきがありますが、〇〇さんの場合は、ミカンの木があって、耕作されていたので高くなっています。 更地の分は、単価はだいたい同じになっています。以上です。
議長	それでは議案第139号1番から5番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第139号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第139号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第139号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第139号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第139号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。 (なし)
議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第37回総会を閉会いたします。委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し、相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 8 年 7 月 1 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 中 島 政 秀

議事録署名者 川 下 始